

3. 「地域主権の予算」に向けて

現行の地方税財政制度においては、国と地方間の歳出割合（2：3）に対して、税収配分（3：2）が大きく乖離しています。また、都道府県の税収構造が景気変動に左右されやすく不安定であるなど、地方の税財政基盤は脆弱なものとなっています。

さらに、国庫補助負担金の交付による施策誘導や規制がなされたり、法令等による義務づけが行われるなど、さまざまな形で国の関与が存在します。

こういった現状を打破し、地方が自らの権限と責任と財源のもとで、必要なサービスを選択し提供しうる地方税財政制度の構築をめざし、「中央集権から地域主権への転換」を図る必要があります。

府としては、「地域主権の予算」をつくるため、三位一体の改革をはじめ、次の改革を国に強く働きかけてまいります。

- 三位一体の改革をすすめ、税源移譲による地方税の充実強化を図り、国庫補助負担金への依存を減らすことにより、地方の自主財源の割合を高めること。
- 国庫補助負担金の廃止、地方交付税の改革をすすめるとともに、必置規制や基準の義務付けの廃止など国の過度の関与を縮小していくこと。
- 計画的な財政運営が可能となるよう、三位一体の改革を踏まえた将来的な地方財政の姿を明らかにすること。
- 地方公共団体の予算編成に支障を来たさないよう、翌年度の地方交付税をはじめ地方財政の見通しを早期に示すこと。
- 地方の事務に係る法令の制定・改廃や地方財政計画の作成に当たって、地方公共団体の意見を反映させる法令上の仕組みを構築すること。